

令和6年第3回太子町議会定例会（第509回町議会）会議録（第4日）

令和6年6月21日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 議案第30号 町道路線の廃止について
- 2 議案第31号 太子町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第32号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について  
(以上3件、総務経済建設常任委員会委員長報告)
- 4 議案第34号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第35号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第36号 太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
(以上3件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 7 議案第41号 工事請負契約の締結について（太子西中学校南校舎トイレ改修工事）
- 8 請願第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の請願について  
(福祉文教常任委員会委員長報告)
- 9 議員派遣について
- 10 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

本日の会議に付した事件

- 1 議案第30号 町道路線の廃止について
  - 2 議案第31号 太子町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 3 議案第32号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について  
(以上3件、総務経済建設常任委員会委員長報告)
  - 4 議案第34号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
  - 5 議案第35号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
  - 6 議案第36号 太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
(以上3件、福祉文教常任委員会委員長報告)
  - 7 議案第41号 工事請負契約の締結について（太子西中学校南校舎トイレ改修工事）
  - 8 請願第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の請願について  
(福祉文教常任委員会委員長報告)
- 追加日程第1 意見書案第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元に係る意見書
- 9 議員派遣について

10 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

会議に出席した議員

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 吉 田 智 子 | 2 番  | 山 本 順 久 |
| 3 番  | 玉 田 晶 久 | 4 番  | 桑 名 幸 夫 |
| 5 番  | 出 原 賢 治 | 6 番  | 森 田 哲 夫 |
| 7 番  | 玉 田 正 典 | 8 番  | 中 薮 清 志 |
| 9 番  | 堀 卓 史   | 10 番 | 藤 澤 元之介 |
| 11 番 | 首 藤 佳 隆 | 12 番 | 北 川 嘉 明 |
| 13 番 | 中 島 貞 次 | 15 番 | 松 浦 崇 志 |

会議に欠席した議員

14 番 清 原 良 典

会議に出席した事務局職員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 局 長 | 田 中 秀 彦 | 書 記 | 蛭 井 のり子 |
| 書 記 | 清 水 美 紀 | 書 記 | 免 田 和佳奈 |

説明のため出席した者の職氏名

|         |         |             |         |
|---------|---------|-------------|---------|
| 町 長     | 沖 汐 守 彦 | 副 町 長       | 柴 藤 雅 雄 |
| 教 育 長   | 糸 井 香代子 | 総 務 部 長     | 森 文 彰   |
| 生活福祉部長  | 嶋 津 一 弥 | 経 済 建 設 部 長 | 富 岡 泰 造 |
| 教 育 次 長 | 福 井 照 子 | 財 政 課 長     | 池 田 誠   |

(開議 午前10時00分)

○議長（松浦崇志） 皆さんおはようございます。

令和6年第3回太子町議会定例会第4日目におそろいで御出席をいただきありがとうございます。

なお、清原良典議員より体調不良のため、本日の会議を欠席される旨の届けがありましたので御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、ただいまから令和6年第3回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 議案第30号 町道路線の廃止について

日程第2 議案第31号 太子町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第32号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松浦崇志） 日程第1、議案第30号町道路線の廃止についてから日程第3、議案第32号太子町税条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案3件については、所管の総務経済建設常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務経済建設常任委員会委員長玉田正典議員。

○玉田正典議員 それでは、報告書を読み上げて報告に代えていきたいと思いますのでよろしく

お願いいたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

1、審査した事件。議案番号、議案第30号。付託年月日、令和6年6月7日。件名、町道路線の廃止について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和6年6月11日（火）午前10時から午前11時19分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。趣旨や内容への疑問や不明瞭な点について当局に質疑を行った。

主な質疑応答。

①このたび廃止となる町道の土地の所有者はとの質疑に、太子町であるとの答弁があった。

②東半分については都市計画道路網干線の敷地になると思うが、網干線から外れた中央から西半分約30メートルの土地は将来も町有地のままで残されるのかとの質疑に、当該区間の東半分については都市計画道路網干線と道路区域を共用するため、このまま道路として維持されるが、西半分については土地の払下げを申し出られている方がいるため、売却ということで協議を進めているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

1、審査した事件。議案番号、議案第31号。付託年月日、令和6年6月7日。件名、太子町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和6年6月11日（火）午前10時から午前11時19分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。趣旨や内容への疑問や不明瞭な点について当局に質疑を行った。

主な質疑応答。

①特定個人番号利用事務以外に条例で定める太子町の独自利用事務はあるかとの質疑に、条例の別表第1に福祉医療費助成条例による重度障害者の医療費の助成に関する事務や乳幼児等の医療費の助成に関する事務といった10の事務について独自利用事務を定めているが、他の自治体と比較して太子町独自の利用事務は行っていないとの答弁があった。

②現在の太子町のマイナンバーカードの取得率はとの質疑に、令和6年5月31日時点の申請数は3万328件、89.80%であり、交付枚数は2万8,294枚であるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

1、審査した事件。議案番号、議案第32号。付託年月日、令和6年6月7日。件名、太子町税条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和6年6月11日（火）午前10時から午前11時19分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。趣旨や内容への疑問や不明瞭な点について、当局に質疑を行った。

主な質疑応答。

公益信託の見直しについて、地方公共団体や土地区画整理組合等から信託された財産を基にまちづくりや自然環境の整備、保全活動等に対して助成等を行うものと定義されているが、太子町において具体的にどのような事例があるのかとの質疑に、現段階において該当はないものと考えているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松浦崇志） 以上で総務経済建設常任委員会委員長玉田正典議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第30号町道路線の廃止について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（全員賛成）

○議長（松浦崇志） 全員賛成です。したがって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第31号太子町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

(全員賛成)

○議長(松浦崇志) 全員賛成です。したがって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第32号太子町税条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

(全員賛成)

○議長(松浦崇志) 全員賛成です。したがって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第34号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第35号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第36号 太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(松浦崇志) 日程第4、議案第34号太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第6、議案第36号太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案3件については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中に御審査をいただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 福祉文教常任委員会に付託されました議案につきまして、委員会審査報告書を読み上げ報告といたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第34号。付託年月日、令和6年6月7日。件名、太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条

例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和6年6月10日月曜日午前10時より午後0時12分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおりです。

①本改正は具体的にどのような人に影響するののかとの質疑に、その施設の利用希望者になる、重要事項とは園の方針、保育内容、保育時間、保護者から徴収する費用の額や利用定員等であり、それらを記載して掲示しているとの答弁があった。

②現在重要事項は町内の全ての特定教育・保育施設がインターネット上で掲示しているのか、それとも施設内に掲示しているだけの施設もあるのかとの質疑に、どの園もホームページはあるが重要事項についてはホームページに掲載されていなかった、現在掲載しているのは斑鳩保育所のみであるとの答弁があった。

③条例改正されると全ての施設に重要事項のホームページ掲載が義務化されるが、その周知はどのようにするのかとの質疑に、園長主任会で説明するとともに各園に通知し、また重要事項説明書は各園とも施設内に掲示しているのでホームページにも掲載していただくことを周知していくとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第35号。付託年月日、令和6年6月7日。件名、太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和6年6月10日月曜日午前10時より午後0時12分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおりである。

①家庭的保育事業等についてどのようなものがあり、今回の改正による影響はとの質疑に、本条例で定めている家庭的保育事業等は家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業であるが、現在太子町には該当する事業所はないので今のところ影響はなく、本事業が太子町に参入する基準ということで条例を制定しているとの答弁があった。

②条例上は「おおむね」という表現がついているが、この解釈はとの質疑に、上位法でも満3歳以上満4歳未満は「20人につき1人」が「15人につき1人」、満4歳以上は「30人につき1人」が「25人につき1人」になるという改正になっている、ただ経過措置期間が当分の間上位法でも設定されているので、これが今後の標準となる。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第36号。付託年月日、令和6年6月7日。件名、太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和6年6月10日月曜日午前10時より午後0時12分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおりである。

①太子町における児童発達支援施設の状況はとの質疑に、障害児の通所支援になるが、社会福祉課が作成している障害者福祉のしおりによると、児童発達支援事業所は6か所あるとの答弁があった。

②従来の医療型は本町にはなかったのかとの質疑に、医療型はない、また社会福祉課に利用者がいるか確認したところ、いなかったとの答弁があった。

③太子町に医療型がなかったことによる弊害はあったのかとの質疑に、何も影響はなかったとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松浦崇志） 以上で福祉文教常任委員会委員長森田哲夫議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第34号太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

（全員賛成）

○議長（松浦崇志） 全員賛成です。したがって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第35号太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

(全員賛成)

○議長(松浦崇志) 全員賛成です。したがって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第36号太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

(全員賛成)

○議長(松浦崇志) 全員賛成です。したがって、議案第36号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第7 議案第41号 工事請負契約の締結について(太子西中学校南校舎トイレ改修工事)

○議長(松浦崇志) 日程第7、議案第41号工事請負契約の締結について(太子西中学校南校舎トイレ改修工事)を議題とします。

本案については6月7日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

堀卓史議員。

○堀 卓史議員 太子西中学校のトイレを、和式を洋式に替えるということなのですが、例えば男子トイレなんかやったら和式3つ、洋式1つのところを改修後は洋式3つというふうに便器の数が少なくなっていると思うのですが、これは便器の数が少なくなってしまうてもトイレが混雑するということはないのでしょうか。あと、意外に和式がまだ残っているのでもっとびっくりもしたのですが、町内施設でほかに和式のトイレというのはあるのでしょうか。

○議長(松浦崇志) 教育次長。

○教育次長(福井照子) 洋式化しましてトイレの数が減ることですけれども、現在男子トイレにつきましては小便器もあります。小便器につきましてはそのまま残しますので、女子トイレにつきましては和式トイレを避けて洋式トイレに行列ができて、10分間の休憩の中でなかなか行きづらいこともあると学校から聞いておりますので、数が減りましても逆に混雑が緩和され

ると考えております。また、ほかの小・中学校の和式のトイレですけれども、こちらにつきましても太子東中学校は100%洋式化が済んでおりますが、ほかの小・中学校につきましてはまだ和式のトイレがある状態でございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 堀卓史議員。

○堀 卓史議員 まだ和式が残っているということなのですけれども、太子西中学校はこれで全部洋式化になるという認識でよろしいですか。あと、今後のスケジュールなどがあれば教えていただきたいと思っております。

○議長（松浦崇志） 教育次長。

○教育次長（福井照子） 太子西中学校につきましては、今年度と来年度2か年かけて100%にしていく予定にしております。その他の学校につきましては、今後段階的に計画的に全体で90%以上を目指しておりますので、洋式化を進めていく計画でございます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） ほかに質疑はありませんか。

北川嘉明議員。

○北川嘉明議員 それでは、何点かお尋ねします。

契約金額1億3,530万円の内訳の説明をお願いします。工事概要、それから建築改修工事、電気、機械設備、特に便器についてどのような便器にするのかお尋ねしておきたいです。それともう一点、仮設トイレをどうするのかお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（松浦崇志） 教育次長。

○教育次長（福井照子） 全て税込みになりますけれども、建築改修工事費としまして7,292万6,700円、電気設備工事費としまして676万5,000円、機械設備工事費としまして5,560万8,300円、合計で1億3,530万円となっております。便器の金額につきましては、便器のみの金額になりますけれども契約額で552万6,400円となっております。

便器がどのようなものかですけれども、シャワートイレ及び暖房便座につきましては多目的トイレと、職員来客用トイレのみ採用しており、シャワートイレの一体型でタンクレスとなっております。また、仮設トイレの設置につきましては、生徒は北館トイレを、教員は体育館のトイレを使用する予定で、仮設トイレの設置は予定しておりません。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 北川嘉明議員。

○北川嘉明議員 もう一点だけ細かいことなのですが、便器の蓋はどうされますか。

○議長（松浦崇志） 教育次長。

○教育次長（福井照子） 最近公共施設のトイレとかにつきましては壊されてしまったりとか、長時間の利用などの防止の管理面の観点から蓋のないトイレを設置されているところもあると聞き及んでおりますが、便器の中に物が落ちたりするのを防止すること、また温水便座をつけるところもありますので断熱性を向上する役割があることなどから蓋付きの便器を採用しております。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） ほかに質疑はありませんか。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 細かいところで確認いたしますけれど、先ほども質問ありましたように多目的

トイレと、それから8番の男子トイレ以外については個室の数としては減少するので、まず8番についてなのですけれども小便器がもともとないのか、男子用のトイレです、撤去するという対応なのかをまず1点伺いいたします。

それから、洋式化されるわけですが、これは従来洋式が1つあったところに関しては、それも含めて全て改修するのか、和式だったものを洋式に替えるという工事なのか、その点について伺いいたします。

それから最後に、先ほども質問がありましたけれども、学校の特質として非常に短時間で非常に混み合う状況があると。それに対して女子トイレについては従来の使用状況から考えてより解消される方向だという説明がございましたが、こういったことに関しては学校側と事前に計画についてよく打合せした上でされているかどうか、その点について伺いいたします。

○議長（松浦崇志） 教育次長。

○教育次長（福井照子） 8番のトイレといいますのが2階の東側男子トイレになってくるかと思えますけれども、こちらにつきましても洋式化を優先しまして小便器を撤去する予定になっております。今現在洋式が各所にありますけれども、その部分も含めて全て新しくしまして洋式化を進めます。

最後に、学校との打合せでございますけれども、利用状況なんかも含めまして学校と調整した上での改修となっております。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） ほかに質疑はありませんか。

首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 確認ですが、そもそもこの太子西中学校のトイレの改修工事の大きなきっかけは2年ほど前の中学生議会が大きなきっかけになったわけなのですけれども、今回のこのトイレ改修において生徒の意見とかを聞いたりはしているのでしょうか。また、聞いているのだったら、どういったところに反映されているのでしょうか。

○議長（松浦崇志） 教育次長。

○教育次長（福井照子） 直接生徒に確認した事項というのは、申し訳ありません、把握してないのですけれども、ただ改修に当たりましては学校の意見をお聞きしまして、またこれから打合せに入るところもありますので、細かい部分につきましては、そのあたりで反映していけたらと思っております。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 先生方と実際に利用する生徒とは年齢の違いもあつたりするので、ぜひ生徒の意見を聞いてあげてください。お願いします。

○議長（松浦崇志） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいですか。

(全員賛成)

○議長(松浦崇志) 全員賛成です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

**日程第8 請願第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の請願について**

○議長(松浦崇志) 日程第8、請願第3号教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の請願についてを議題とします。

上程中の請願については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の請願に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 福祉文教常任委員会に付託されました請願につきまして、請願審査報告書を読み上げ報告といたします。

請願審査報告書。

本委員会に付託の請願を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

1、審査した事件。受理番号、請願第3号。付託年月日、令和6年6月4日。件名、教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の請願について。審査結果、採択すべきもの。措置、意見書提出。

2、審査年月日。令和6年6月10日月曜日午前10時から午後0時12分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。

紹介議員の藤澤元之介議員より趣旨説明を受け、その後、協議を行った結果、当委員会として要望すべき事項であるとの結論に至った。

主な説明内容。

教職員の数を増やすかどうかは子どもの教育条件に直結する一方で、国の財政負担を伴うことも確かである。将来を担う子どもたちへの投資の必要性は極めて大事である。少人数学級の成果を中学校、高等学校へとつなげていくことが必要と考える。

主な質疑応答。

中学校、高等学校の場合、現実はどうのくらいの水準なのかとの質疑に、太子東中学校では現在原則40人学級である、教育現場からの声としては35人あるいは30人が理想的だが、そうすると教室や教職員が不足すると聞いているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成で採択すべきものと決定した。

(3)措置事項として、意見書を提出する。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長(松浦崇志) 以上で福祉文教常任委員会委員長森田哲夫議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 討論なしと認めます。

暫時休憩します。

(休憩 午前10時41分)

(再開 午前10時43分)

○議長(松浦崇志) それでは、再開します。

これから請願第3号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

それでは、皆さんよろしいですか、締め切ります。

(全員賛成)

○議長(松浦崇志) 全員賛成です。したがって、請願第3号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

(休憩 午前10時44分)

(再開 午前10時44分)

○議長(松浦崇志) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元に係る意見書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 異議なしと認めます。したがって、教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元に係る意見書を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

#### 追加日程第1 意見書案第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元に係る意見書

○議長(松浦崇志) 追加日程第1、意見書案第1号教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元に係る意見書を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 発議者を代表いたしまして意見書の案を提出いたします。

読み上げまして報告に代えます。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1の復元に係る意見書(案)。

21年の法改正により小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられるものの、今後は小学校に留まることなく、中学校、高等学校での早期実施も必要です。加えて、きめ細かい教育活動を進めるためには、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要です。また、2020年7月3日、全国知事会、全国市長会、全国町村会は「新しい時代の学びの環境整備に向け

た緊急提言」において、少人数学級や教員確保を文部科学大臣に要請しています。萩生田元文科大臣も改正義務標準法に関わる国会答弁の中で、30人学級や中・高における少人数学級の必要性についても言及しています。学校現場では、貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びと育ちを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。豊かな学びと育ち、学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子供たちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。豊かな子供の学びを保障するための条件整備は不可欠です。よって、国会及び政府におかれては地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように下記の措置を講じられるよう強く要請いたします。

1、中学校、高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる学級編制標準の引下げ等、少人数学級について検討すること。

2、学校の働き方改革、長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善を推進すること。

3、自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。

4、教職員未配置問題の解消に向け、必要な財政措置を講じ、人材確保に努めること。

5、新卒者の就業機会や教職員の年齢構成のバランスの確保等の観点を中心に十分を考慮し、全ての自治体で定年引上げ期間中に教職員の安定的な新規採用ができるよう定数加配措置をはじめとした必要な財政措置を講ずること。

6、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和6年6月21日。内閣総理大臣岸田文雄様、財務大臣鈴木俊一様、文部科学大臣盛山正仁様、総務大臣松本剛明様。兵庫県太子町議会議長松浦崇志。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松浦崇志） 趣旨説明が終わりました。

お諮りします。

本案については議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから意見書案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

ただいま可決されました意見書の取扱いについては、議長に御一任いただきたいと思います。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

#### 日程第9 議員派遣について

○議長（松浦崇志） 日程第9、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣につきましては、太子町議会会議規則第129条の規定により、お手元に配りました議案のとおり派遣したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣についてはお手元に配りました議案のとおり派遣することに決定しました。

~~~~~

#### 日程第10 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

○議長（松浦崇志） 日程第10、常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会等の所管事務について、それぞれ委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配りました一覧表のとおり、閉会中の所管事務調査の申出があります。

お諮りします。

以上、各委員長から申出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の所管事務調査及び活動とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第3回太子町議会定例会（第509回町議会）を閉会します。

（閉会 午前10時54分）

~~~~~

#### 議長挨拶

○議長（松浦崇志） 閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は去る6月3日の招集以来、本日までの19日間でしたが、この間、議員各位には条例改正など重要案件をそれぞれ終始熱心に御審議を賜り、本日ここに閉会の運びに至りましたことは町政伸展のため、誠に御同慶に堪えません。ここに謹んで議員各位の御精励に対し深く敬意を表しますとともに、衷心より厚く御礼を申し上げます。さらに、当局各位の議会審議に寄せられました真摯なる態度に深く敬意を表しますとともに、審議の過程で議員各位から述べられました意見等につきましては、今後の町政執行の上に十分反映されますよう強く望むものでございます。

今年の梅雨入りは記録的な遅さですが、間もなく梅雨入りとのことです。また、今年は特に局地的な大雨が起りやすいことが指摘されております。しっかりと災害への備えをしておく必要

があります。これから暑さも厳しくなつてまいります。議員各位にはこの上とも御自愛をいただきまして、町政発展のため一層の御精励を賜りますようお願い申し上げまして、誠に簡単措辞ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。

町長。

~~~~~

#### 町長挨拶

○町長（沖汐守彦） 令和6年第3回太子町議会定例会（第509回町議会）が閉会されるに当たりまして一言挨拶を申し上げます。

去る6月3日に開会されました今期定例町議会におきましては、補正予算案件をはじめとする重要案件につきまして慎重なる御審議を賜り、適切に御議決いただきましたことを深く感謝申し上げます。御審議の中で拝聴いたしました御意見、御指導につきましては、今後の行財政運営にできる限り反映できますよう努力してまいります。

いよいよ夏本番を迎えようとしております。議員各位におかれましては御健康に十分御留意いただき、町行政のさらなる伸展に一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、定例町議会の閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

太子町議会議長 松 浦 崇 志

署名 議員 中 島 貞 次

署名 議員 吉 田 智 子